県政経営会議資料 令和2年(2020年)8月17日 総務部市町振興課

## 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

肥料取締法(昭和25年法律第127号)の一部改正等に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 肥料取締法の一部改正による題名の改正等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(別表第1関係)
- (2) この条例は、令和2年12月1日から施行することとします。

## 滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

ΙΒ	新
本則および付則 省略	本則および付則 省略
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)
1 肥料取締法 (昭和25年法律第127号)による同法第4条第1項の登録、	1 肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号) による同
同法第13条の届出もしくは交付または同法第16条の2第1項もしくは	法第4条第1項の登録、同法第13条の届出もしくは交付または同法第
<u>第2項</u> 、第22条もしくは第23条の届出に関する事務であって規則で定	16条の2第1項もしくは <u>第3項</u> 、第22条もしくは第23条の届出に関する
めるもの	事務であって規則で定めるもの
2から18まで 省略	2から18まで 省略
以下省略	以下省略